

「課長に確認を」の要求を無視、提案に至る「常識的手続き」も無視 どう考える？

当初、12月は私が議長に対し「**議会記録改ざん**」等へ釈明を求めずの議会でした。それが街頭演説をめぐっての問題に逆に皆で置きかえた形です。もう一度、何が本当に悪いことか考える必要があります。

④からの続き
 ⑤この後、議会は私に何の経過報告もありません。議運で議論したのか、私への聞き取りもなしです。
 ⑥12/14最終日、このまま閉会するかと思いきや、動議の挙手。「決議案」が出されました。配られた決議文を見ては初めて私はそこが道路交通法上の駐停車禁止エリアと知りました（法44条）。しかしこの本会議で、私にはその道交法第44条の具体的な説明は一つありませんでした。なぜ⑤の段階で私に言わないのでしょうか。
 *駐停車禁止エリアでも、街頭演説では、即問題視されるということではなく、まず注意喚起（かんき）してエリアから車の移動を促すことが原則。即駐禁切符を切られることはありません。

専門家いわく「憲法で保障されてる正当な言論活動の否定になりかねない」 申入書に嚴重抗議へ

5久総発第486号
令和5年12月6日

久山町議会
議長 只松 秀喜 様

久山町長 西村 様

佐伯勝宣議員の行動に対する要望申入書

本日、令和5年12月6日、久山町議会12月定例会が始まる前の午前8時17分頃から約15分間にわたり、佐伯勝宣議員が役場下駐車場横停車帯（イコバスバス停）に自家用車を駐車し、拡声装置を自家用車に取り付け、議会報告なるものを行っておられました。この行為により、町が運行委託を行っている新宮タクシー株式会社から、当該時刻に運行するイコバスがバス停に停車できなかったとの苦情の申し立てがっております。イコバスは、ご存じのとおり町民の皆さまが利用する公共交通機関であり、その運行を阻害する行為は、町民の安全安心な生活を脅かすことにもつながりかねません。イコバスバス停付近での街頭演説については、今年度に入って5月26日、5月30日、8月30日、9月6日と行われており、9月6日にあっては、総務課長がイコバスの運行に支障がある旨本人に伝えているにもかかわらず、本日の行動となっており町執行部としても困惑しています。また、この演説が激昂したような声で行われ、声量も大きく威嚇的な言葉遣いであり、同時間帯が職員の出勤時間と重なったことから、出勤中の職員から恐怖を感じた、精神的ストレスを感じたと複数の申し出を受けております。さらに、同議員の行動に対しては、平成31年1月30日付、令和元年9月5日付で「久山町議会議員の庁舎内での大声による言動について」を2度、議会へ申し入れたところですが、久山町議会では、久山町議会基本条例第15条において、町民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎む旨定められており、今後このようなことがないように町執行部として、議会に対し厳正に対応していただきますよう申し入れいたします。

町長、何でこんな文書を出す？ なぜ9/6「本人に伝えてる」と偽る？
 「議会に厳正に対応して」とは
 いったい議会に何を要望を？
 ⑤12/6町長の議長宛て申入書

9/6街頭音声を私のブログで公開予定
 下線部他、矛盾・疑問が多々あり、私は最終日の議場で反論した（*動画参照）。

抗議文

12/8付、佐伯は町長宛に
 嚴重な抗議文を送付
 ▷筋が違ふ矛盾が多い。「もう2度と
 こういう文書は出さないよう」言及。

（▽表面④の続き）
 抗議文送付について（写真⑥）
 送付理由は上記⑤が矛盾・疑問点が多く、筋が違ふ話であるのと、これは専門家いわく「正当な言論活動の否定・侵害」になりかねないと思われること。これは「民主主義の根幹」の否定になる。街頭演説というのは日本国憲法第21条「表現の自由」として保障されている正当な政治活動です。騒音ではない。⑤の申入書はそう捉えていると思われかねない。法律の専門家に意見を聞き、**嚴重な抗議文**を送付しました（写真⑥）。私の場合、長年町内各地で街頭活動が続けており、役場下路側帯でもずっとやっていました。警察とは何度も遭遇していましたが、1度も街頭を止められたことはありません。それは街頭議会報告が、憲法で保障された正当な言論活動であり、下手にさえぎれば「選挙活動の自由を妨害する行為」とみられかねず、警察も逆に責めを負いかねない。取り締まれないのです。申入書は憲法で保障された政治活動を「騒音」のように否定している。本来出せない文書です。（左ページ上段へ）

①9/6総務課長と私との話は私は記録を残している。夕方前に街頭演説。開始から約5分後、課長が現れ、手でバツテン。「今庁舎で会議が重なって声が聞こえてる。他でやってくれ」とのこと。私は謝り、マイクでも音が役場の会議のじゃまになってるそう。これで演説を終了します。「旨発して終了した。元々憲法で認められた街頭演説だが、この時「イコバス運行に支障があるなど」と言も言っていない。偽りである。
 (2)バス運行会社に状況等を確認
 12/19、私は直接新宮タクシーのイコバス営業所へ出かけ、運転手・所長に状況を確認した。道路交通法も教わって来た。「このエリアでは道交法上、車の駐停車をしてはいけない」場所だと。私は今後気を付ける旨、先方に謝意を伝えた。前述のように、**申入書とだいぶ温度差がある**。「今朝、街頭演説している人がいた。ここは駐停車の車をよく見かけるから役場も気を付けて」の旨、電話したそうだが、**切迫した話ではなく、街頭場所を次回から変えればよい話**だ。なぜ申入書を出す必要があるのか。

（▽）
 (3)12/18粕屋署に行き、道交法と私がやっている役場下の路側帯の街頭場所が駐禁エリアかを確認
 道路交通法では基本バス停表示から10m以内は駐停車禁止となる。ただイコバスが西鉄バス等の路線バスと同様の登録か、通常のコミュニティバスの登録かで法的対応も違う旨。
今ここではそれはわからない。久山町役場に聞いてみないと」との答。
 翌19日、署から「久山町役場に問い合わせたところ、イコバスは一般乗合、すなわち西鉄バスと同じ法的扱いになるとのこと」と電話あり。つまり、粕屋署も「法律上」特定出きておらず、街頭演説という立派な政治活動を妨害することもはばかれていた。それに駐禁エリアでも**まず注意喚起し退去を促すのが原則**。いきなり問題視はされない。だが**役場は「駐停車出来ない場所」と警察より明確に把握していたと捉える**。役場は私の街頭を黙認状態だったが？
 佐伯勝宣のHPも参照を。下記のQRコードからアクセス出来ます
 (了)

◇【参考】前回の佐伯への議員辞職勧告決議…2021年3月18日最終日、議会議規則変更案に私は質問。その途中で阿部文俊議長（当時）がさげり、私は議長に抗議。何と議長は私に「会議終了まで退場」を命じ、私は退場に。すると退場後、山野久生議員が動議の挙手。私の辞職勧告決議案を提出。だが私は別室に待機のまま1度も戻されず。提出理由も知らず反対の抗弁も出来ぬまま進行、採決され決議案は可決。事務局は経過を私に知らせぬまま。私は翌朝の新聞で「決議案提出、可決」を知る。前代未聞の強行策だった。